

令和7年度文化振興事業協議会補助金事前説明会 Q&A

事前説明会でご質問いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
1	採択申請期間	実施事業にかかる採択年度は2か年度のみであり、単年での補助は行いませんか。	単年での補助は行いません。本補助金においては、令和7年9月1日（月）から令和9年3月31日（水）までを採択期間として設定しています。
2	対象者	団体で申請する場合、すべての構成員が申請時点で3年以上の活動実績を有する必要がありますか。	すべての構成員が3年以上の活動実績を有するかは問いません。 法人格を持つ団体の場合は、当該団体が3年以上の活動実績を有していること、法人格を持たない任意団体の場合は、団体の代表者が3年以上の活動実績を有する必要があります。
3	経費	各年度における交付決定前の活動経費は、補助対象外経費になるとされているが、令和7年度の事業報告後から令和8年度の交付決定前に発生した費用については、補助対象経費にならないのか。	令和7年度の事業報告後から令和8年度の交付決定前に発生した費用については、補助対象経費となりません。 本補助金は、年度ごとに予算を執行しておりますので、決算や予算確定の手続き上、このような運用となりますことをご了承ください。